

★ 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（漁業調整室）

一 改正の要旨

農林水産大臣が定める海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画が変更されたことなどに伴い、知事に対する漁獲量及び漁獲努力量の報告に係る規定を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月九日